

# 和歌山県中小企業融資制度 令和2年2月1日付け改正

## 新型コロナウイルスの影響により売上が減少した県内中小企業者への支援

新型コロナウイルスの感染拡大を起因として、外国人観光客の減少等に伴う売上減少の影響を受ける県内中小企業者を支援するために「**経営支援資金（一般枠）**」の要件を緩和。

旧		新	
資金・枠	融資対象	資金・枠	融資対象
経営支援資金	一般枠	経営支援資金	一般枠
	3. 最近3か月の平均売上高又は平均売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方。		3. 最近3か月の平均売上高又は平均売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方。 <b>ただし、感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対処が必要と認めた疾病等による影響で、売上等が減少している場合、「最近3か月」ではなく</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>最近1か月の売上等が5%以上減少かつ</b></li><li>○ <b>その後2か月を含めた3か月の平均も5%以上減少と見込まれる</b></li></ul> <b>この2点により判定する。</b>

この改正により、新型コロナウイルスによる肺炎の影響で外国人観光客が減少したこと等により売上が減少した県内中小企業者の方々は、従来の要件を満たすため、**売上減のまま3か月間を待たずとも、1か月間の減少実績**（及びその先2か月間の減少見込み）があれば経営支援資金（一般枠）を利用可能となる。

※ **今回は「知事が特に対処が必要と認めた疾病等」として新型コロナウイルスが指定されたため、2月1日より活用可能。**  
なお、感染症法における「指定感染症」とは、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大なおそれがある疾病を政令で定めるもので、新型コロナウイルスによる肺炎は2月7日に指定感染症に指定・施行される予定。